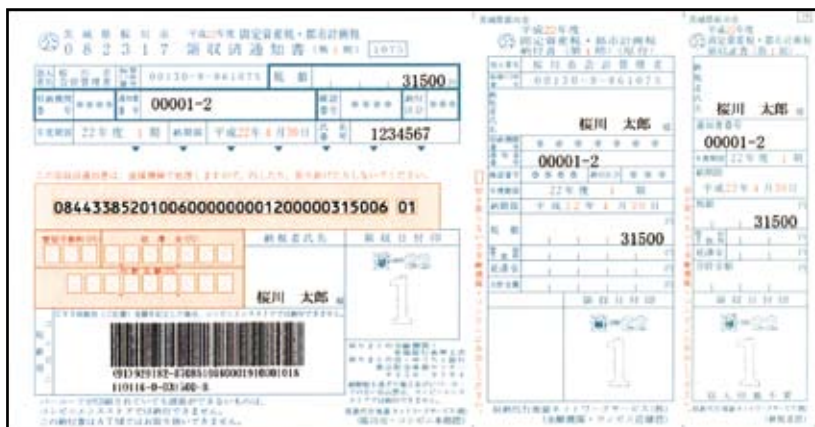


4月から市税などの コンビニ納付スタート

平成22年度から賦課される市税などが、コンビニエンスストアで納付できるようになります。全国の主なコンビニエンスストアで、休日や夜間でも納付することができ、大変便利になります。

また、県内に本店を置く金融機関でも、市内の店舗だけでなく各支店・支所で納付できるようになります。



納付書の左下にバーコードがある納付書で納付できます。



- **コンビニエンスストアで納付できる市税など**／市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料、保育料
- ※ただし、次のような場合は納付することができませんので、納付書裏面に記載の金融機関で納付してください。
 - ・ 納付書に記載されている納付期限（コンビニ利用可能期限）を過ぎた場合
 - ・ 納付書1枚の金額が30万円を超えた場合
 - ・ 納付書にコンビニ納付用バーコードが印刷されていない場合
- **取扱いコンビニエンスストア**（全国の店舗で納付可）
 - ／エーエムピーエム、エブリワン、M M K設置店、くらしハウス、ココストア、コミュニティストア、サークルKサンクス、スパーク北海道、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、セブイレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ハセガワストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン

水道課からのお知らせ

最近、市民のみなさんの宅内にある水道管（給水管）からの漏水が原因で、水道料金が高額になるケースが発生しています。

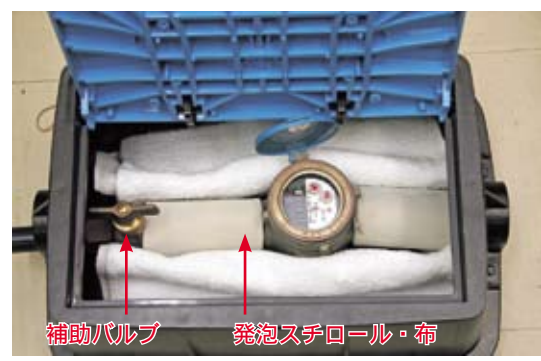
給水管は水道使用者の所有物であり、使用者の責任のもと管理をすることになっていきます。漏水時の水道料金・修理費は、使用者の負担になりますので、定期的に水道メーターの点検をしましょう。



1. 水道の蛇口を全部締めて、水道メーターのパイロットを確認します。
2. パイロットが回っていると漏水の可能性がありますが、市指定の水道事業者に連絡して調査・修理してください。
3. 凍結防止のため、量水器内を発泡スチロール・布などで保温しておいてください。



※補助バルブを締めると、水は止まります。



■ 問合先／水道課（☎581-5111・7513111代表）